

副本

令和4年(ワ)第5542号損害賠償請求事件(国家賠償請求)

原告 江口大和

被告 国

準備書面(3)

令和6年3月29日

東京地方裁判所民事第37部合議E係 御中

被告指定代理人

荒木 真希子



寺田 真佐子



被告は、本準備書面において、令和6年1月18日第8回口頭弁論期日において行われた原告本人尋問（以下「本人尋問」という。また、その調書を「本人調書」という。）の結果を踏まえ、また、本件犯人隠避教唆事件（乙2号証1ページの「罪となるべき事実」欄記載の事実。以下同じ。）について、令和5年8月30日、最高裁判所が原告の上告を棄却する決定をし、同年9月16日、有罪判決が確定したこと（乙8号証）を踏まえ、原告の主張に理由がないことにつき従前の主張を補充するとともに、本件についての最終的な意見を述べる。

なお、略語については、本準備書面で新たに定めるもののほかは、従前の例による。

第1 黙秘権侵害をいう点について

1 被疑者が検察官に対し、黙秘の意思を明示的に表示し、その意思を検察官が確認した場合、その時点以降に検察官が取調べを継続することが直ちに黙秘権の侵害には当たらないこと

(1) 原告の主張

原告は、本人尋問において、川村検察官に対し、「黙秘に入ります」と伝えられたにもかかわらず、その後、取調べが「終わることはなくて、その後も延々と続けられました。」（本人調書2ページ）などと述べ、原告準備書面(1)においても、被疑者としての立場にあった原告が黙秘の意思を明示的に表示し、その意思を検察官が確認した場合、その時点以降に検察官が取調べを継続する行為は黙秘権侵害である旨主張する（原告準備書面(1)第1の1(2)・6及び7ページ）。

(2) 被告の反論

しかしながら、被告の令和5年7月14日付け準備書面(2)（以下「被告準備書面(2)」という。）第3の2(1)（49ないし51ページ）で詳述した

とおり、刑訴法198条1項は、捜査機関に対し、犯罪捜査の必要があるときは、身体の拘束を受けている被疑者を出頭、滞留させた上で取り調べることができる旨を規定したものと解されるどころ、判例は、「身体の拘束を受けている被疑者に取調べのために出頭し、滞留する義務があると解することが、直ちに被疑者からその意思に反して供述することを拒否する自由を奪うことを意味するものでないことは明らかである」（最高裁平成11年3月24日大法廷判決）と判示しており、身体拘束を受けている被疑者が黙秘権を行使する場合に検察官等の捜査官が取調べを継続したとしても、そのことが直ちに黙秘権の侵害となるものではない。

よって、被疑者が黙秘権を行使する旨を検察官に告げたからといって、その後の検察官による取調べが直ちに黙秘権を侵害するものと解する理由はない。

(3) 小括

そうすると、原告が、川村検察官に対し、平成30年10月16日に黙秘の意思を明示的に表示し、その意思を川村検察官が確認したとしても、その時点以降、川村検察官が原告に対する取調べを継続することが直ちに原告の黙秘権を侵害することになるものではなく、取調べを継続した川村検察官の行為が黙秘権侵害に当たり国賠法上違法であるとする原告の主張は独自の見解にすぎず、理由がない。

- 2 川村検察官の「あなたの言っている黙秘権ってなんなんですか。」「あなた自身もわかってないんじゃないの。」などの発言は、実質的な取調べに先立って原告の体調を確認する質問を行う中での発言であるところ、原告が黙秘権の保障が及ぶ事項について判示した最高裁判所昭和32年2月20日大法廷判決などを踏まえ、判例における黙秘権の考え方を当然に理解しているであろうことを前提としたもので、黙秘権侵害と評価される余地はないこと

(1) 原告の主張

原告は、本人尋問において、平成30年10月21日の取調べにつき、「黙秘をする私に対して、川村検察官が、あなたの言う黙秘権って何なんですかと、あなた自身も分かってないんじゃないのと言ってることがありました。」(本人調書2ページ)、「私は弁護士ですし彼も検察官です。お互い法律の知識、概念を分かった上で黙秘をしているわけです。それにもかかわらず、あなたの言う黙秘権って何なんですかと、現に黙秘権を行使しているのにそう問われたことで、私は答えようがないじゃないかと、嫌がらせのようだとまず戸惑って、次に腹が立ちました。」(本人調書3ページ)などと述べ、原告準備書面(1)においても、「江口氏の黙秘権の理解及び弁護士としての資質を否定することで黙秘権行使の態度を取っていることが正しいのか疑心暗鬼に陥らせ、黙秘権の行使をやめさせるために行われたもの」として、黙秘権侵害である旨主張する(原告準備書面(1)第1の3(4)イ・14及び15ページ)。

(2) 被告の反論

しかしながら、被告準備書面(2)第3の2(2)イ(1)(53ないし55ページ)で詳述したとおり、川村検察官の「あなたの言っている黙秘権ってなんなんですか。」、「あなた自身もわかってないんじゃないの。」などの発言は、この日の取調べの冒頭で、すなわち、実質的な内容を伴った取調べを行うに先だち、川村検察官が原告に対し、「体調はどうですか。」、「体調がどうかっていうことってなんか黙秘と関係あんの。」、「取調べをね受ける前提として体調を確認してるんだけど、なんで答えられないの、そんなことに。」、「どうですか体調は。」、「どこかね痛いところとか、調子悪いところとかないですか。お腹痛くないですか。お腹壊してないですか。」と尋ねて原告の体調を気づかう質問をしたのに対して原告が返答しなかったという場面にも続くも

ので、先行する「体調はどうですか。」「体調がどうかっていうことってなんか黙秘と関係あんの。」などの発言と一連一体をなすものである（乙4号証別紙符号4、乙5号証別紙符号2、乙7号証・3及び4ページ）。

そして、被告準備書面(1)第1の5(4)ア(7及び8ページ)及び被告準備書面(2)第3の2(1)(49ないし51ページ)で詳述したとおり、黙秘権とは、飽くまで、「自己に不利益な供述」を強要されない権利（憲法38条1項）と規定され、同規定については「自己が刑事上の責任を問われる虞ある事項について供述を強要されないことを保障したもの」と解されている（最高裁昭和32年2月20日大法廷判決）。そこで、川村検察官は、原告が同判決などを踏まえ判例における黙秘権の考え方を当然に理解しているであろうと考え、被疑者たる原告にとって「不利益な供述」（憲法38条1項）に該当しない体調を確認するだけの質問に対してすら原告が応答しないことを踏まえ、自己が刑事上の責任を問われるおそれのある事項について黙秘権を行使する方針を原告が採るとしても、同事項とは内容が異なる体調に関する質問については答えることができるのではないかという疑問を呈し、前記の発言をしたにすぎない。

また、川村検察官が、原告において判例における黙秘権の考え方を理解しているであろうと考えたことも、原告が当時弁護士という法曹有資格者であったことからすると、自然かつ合理的である。

以上のことからすると、原告が指摘する川村検察官の発言だけを切り取って評価するのではなく、発言が行われた時期やタイミング（実質的な取調べに入る前の冒頭段階）、当該発言と一連一体をなす前後の発言とその脈絡、黙秘権が及ぶ事項について原告が熟知している立場にあったことなど、具体的な取調べ状況に鑑みた場合、川村検察官の発言が社会通念上相当な範囲を逸脱したものとは認められない。

要するに、原告が指摘する川村検察官の発言は、発言の時期や発言の文脈からして、原告の体調を気遣うとともに、前記のような黙秘権に関する判例の考え方を前提に、原告が体調に関する質問にすら返答しないことについてまで黙秘権の行使として整理しているのかを原告に問い、また、そうであるならば、同判決などを正しく理解していないのではないかと問題提起をし、対話の糸口を掴もうとする趣旨であり、黙秘権を侵害する意図でなされたものでないことは明らかである。そして、当時弁護士であった原告において、川村検察官の一連の発言を聞いて、黙秘権に関する前記判例の考え方を想起しないとは考え難く、「黙秘権行使の態度を取っていることが正しいのか疑心暗鬼に陥らせ、黙秘権の行使をやめさせるために行われたもの」との主張は、いかにしても無理がある。

(3) 小括

以上のとおりであるから、川村検察官の「あなたの言っている黙秘権ってなんなんですか。」、「あなた自身もわかってないんじゃないの。」などの発言が原告の黙秘権を侵害するものであるとの主張は、前記のとおり川村検察官の発言の時期や文脈ないし原告自身の属性を捨象し、一部の発言だけを殊更に切り取った上で評価を加えた論難にすぎない。

第2 弁護士依頼権侵害をいう点について

1 川村検察官は、原告の弁護人を批判したり、弁護人の能力を否定したりしていないこと

(1) 原告の主張

原告は、本人尋問において、平成30年10月28日の取調べ時に、川村検察官が、原告に対する勾留延長決定に対する準抗告申立書の記載内容に関し、「おそらくあの黙秘権のところは宮村先生っていうよりあなただよね、

「たぶんあなたでしょ、あの時間でこんなに取調べ受けてます、これがこれからも続きます、もうしゃべらないのでこれ以上の取調べを続けるのは黙秘権侵害ですみたいな。」などと発言したこと（乙4号証別紙符号16、乙7号証・16ページ）について、「一つには、直接的には私が考えたんだろうと言いながら私を侮辱する、能力面を否定すること。もう一つには、しかしその裏では弁護人の力量、能力も否定するというところを行おうとしてるんだろうと思いました。」（本人調書5ページ）などと述べ、原告準備書面(1)においても、「準抗告申立書の記載内容が江口氏が考案したものであると邪推して述べているところはあるものの、結局は、江口氏に対し弁護人が提出した準抗告申立書の内容が不適切であったことを伝え、江口氏が弁護人の力量に疑念を抱くように意図してなされた発言である」として、弁護人依頼権侵害である旨主張する（原告準備書面(1)第2の2(5)・35ないし37ページ）。

(2) 被告の反論

ア まず、前記準抗告申立書の内容を原告が考案したのか、弁護人が考案したのかは明らかではないが、少なくとも、原告は、当時、弁護士であり、業務の一環として刑事弁護活動を行う中で原告に弁護を依頼した被疑者に係る他の事件における勾留延長決定に対する準抗告申立書を自ら起案した経験を有していると考えられる状況にあった。

イ また、川村検察官は、被告準備書面(2)第1の2(4ないし6ページ)で述べたとおり、原告の犯人隠避教唆行為は、弁護士としての地位や能力を悪用して刑事司法作用を妨害するものであって、弁護士倫理に反し、弁護士にあるまじき犯罪行為であったことを踏まえ、平成30年10月28日の取調べ時における前記発言に至るまでの取調べにおいて、被告準備書面(2)第3の1(2)オ(i)c(36及び37ページ)で述べたとおり、原告

に対し、「ことね、刑事弁護のやり方、特に本件、まあ当たり前ですけども、やっぱあなたは反省すべきだと思いますよ。まあね、未熟だった部分があるっていうことは15日のときにもおっしゃってたけども。私としてはやっぱりきちんと本当にあったことを、思い出せる限り話していただいて、ほんとのことをですよ。そして、取るべき責任は、きちんと争うことなく取ってほしい、今のあなたにできることはそれしかないと思ってます。そりゃ本気でそう思ってます。」(乙5号証別紙符号1、乙7号証・2ページ)、「翻ってね、今回の事件でもどこが大事なのか、考えるべきだと思うんですよね。そこを見極めた上でないと、正しい防御活動って多分できないと思うんですよね。」(乙5号証別紙符号4、乙7号証・5及び6ページ)、「弁護士が被疑者の事件で、しかも犯人隠避教唆っていうね、弁護士としてあるまじき事件なわけじゃないですか」、「刑事弁護の難しさは、やっぱ倫理観だと思うんですよね。超えちゃいけない一線越えちゃだめなんすよ。それがどこにあるかっていうと積極的にやっぱ事実曲げちゃだめだとかね。その辺の最低限のラインって、あの、素質もあると思うんですよ。」(乙4号証符号14、同符号21、乙7号証・15及び20ページ)などと発言し、原告による従前の弁護士としての活動が、正当な刑事弁護活動の本質や弁護士倫理から大きく逸脱したものであったことを再三指摘していた。

さらに、川村検察官は、前記第1の2(2)のとおり、原告が黙秘権に係る判例の考え方を正解していないのではないかと問題提起しようともしていた。

このように、川村検察官は、原告の弁護人に対してではなく、原告に対して指摘や問題提起をしていたところ、原告が前記(1)において問題視する川村検察官の前記発言は、このような状況下で勾留延長決定に対する準

抗告申立書の主張内容に関してなされたものであり、原告の弁護人に向けて発言されたものではなく、原告本人に向けた発言であることは明らかであって、原告の弁護人を批判したり、弁護人の能力を否定したりする趣旨のものでないことも明らかである。そして、このことは、平成30年10月18日の取調べの際に、川村検察官が、原告の弁護人である宮村弁護士らのことを「すごくまともな方々」（乙4号証符号2、乙7号証・1ページ）などと評していたことから明らかである。

(3) 小括

以上のことからすると、前記(2)のとおり、川村検察官の発言について、川村検察官の意図としては原告ではなく弁護人について述べたものであり、原告が弁護人の力量に疑念を抱くように意図するものであったとする原告の前記主張は、発言それ自体から読み取れる川村検察官の意図を殊更に曲解するものというほかない。

2 川村検察官は、原告と弁護人らとの信頼関係を破壊する意図は有しておらず、現に原告と弁護人との間の信頼関係は破壊されていないこと

(1) 原告の主張

原告は、本人尋問において、平成30年10月18日の取調べにつき、「検察官は私に対して、弁護人に本当のことを言った方がいいですか、あるいは弁護人も本当はあなたの言うことが真実ではないと思っているという趣旨のことを言ってきたことがありました。」、「今のような発言を言われたことで、私の中にひょっとして、でもやっぱり弁護人の先生も多少、私のことを疑うってこともあるのかなということも思いました。」、「正に私と弁護人との信頼関係を壊すために、信頼関係にくさびを打ち込むために言ってきたんだろうと思いました。」（本人調書7ないし9ページ）などと述べ、原告準備書面(1)においても、「江口氏が弁護人に対して真実を伝えていないことを前

提とする発言である。」「江口氏に対し、弁護人が自身の供述を信じてくれているかという点について疑念を植えつけるものであり、江口氏と弁護人との信頼関係を破壊する意図を持っていたことを示している」などとして、弁護人依頼権侵害である旨主張する（原告準備書面(1)第2の2(1)・32ページ）。

(2) 被告の反論

ア しかし、原告が真実は無辜であったというのであれば格別、原告が、訴外■の刑事責任を免れさせるために、訴外■と共謀の上、訴外■に対して、警察官に虚偽の事実を申告するよう依頼するなどした事実については、横浜地方裁判所及び東京高等裁判所が証拠により認定したとおり、刑事裁判において犯人隠避教唆の有罪判決が確定しているのであり（乙2号証及び乙6号証。前記のとおり、最高裁判所により原告の上告が棄却され確定。（乙8号証））、客観的な事実として原告自らが訴外■に虚偽事実の申告を依頼したことは、ほかならぬ原告自身が平成30年10月18日の取調べ時点において十分に自覚ないし認識していたはずである。そのため、原告が、川村検察官の前記発言によって、弁護人から疑われているのではないかと不安になった旨の主張は、自ら罪を犯した自覚ないし認識がある者の心境として、およそ不合理といわざるを得ない。

また、弁護士は、「基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする」（弁護士法1条1項）とされ、弁護士職務基本規程5条により、「真実を尊重し、信義に従い、誠実かつ公正に職務を行うものとする」と規定されているところ、平成30年10月18日の取調べにおいて、川村検察官は、「裁判所の勾留質問でも言っているようにね、事実争いますと、事実無根ですと。」「虚偽の弁解に基づいてそういった主張をね、すると、迷惑かかるんですよ、周りの人に。」などの発言に続いて、「中野先生とか

ね、宮村先生だって、おそらくほんとの事実関係知りたいと思ってるはずだと思いますよ。」「中野先生だって宮村先生だってね、証拠関係見れば、そりゃあなたの言ってることが正しいかどうかって、あの人たち私から見ればすごくまともな方々だから、そりゃわかりますよ、そんなの。」などと発言しているが（乙4号証符号2、乙7号証・1ページ）、これは、被告準備書面(2)第3の3(2)ア（58ないし63ページ）で述べたとおり、逮捕前の原告の弁解内容が不合理であって虚偽であるとの川村検察官の見方を原告に伝えるとともに、検察官と弁護人との間では物の見方に違いはあるものの、少なくとも、職務上の行為規範である弁護士職務基本規程を遵守し、真実を尊重し、真偽に従い、誠実かつ公正に職務を行っている中野弁護士や宮村弁護士らに対しては、同人らの弁護活動の前提となるはずの事実関係について原告において真実を供述するべきであるとの川村検察官の考えを伝えたにすぎない。

さらに、川村検察官は、原告の弁護人である中野弁護士や宮村弁護士のことを非難するような発言を一切しておらず、むしろ、両弁護士のことを「すごくまともな方々」と評しているのであって、川村検察官の発言内容自体から原告と弁護人との信頼関係を破壊する意図はくみとれない。

こうした川村検察官の発言をみれば、川村検察官の発言は、前記のような職責を負う弁護人としては、適切にその職責を果たすために、自らが弁護をしている被疑者に対し、虚偽ではなく真実を話すことを望むのではないかと指摘し、原告においても、弁護人に対して真実を話すよう説得しようとしたものにすぎないことは明らかである。

そして、上記のとおり、原告が訴外■■■■と共謀の上、訴外■■■■に対し虚偽事実の申告を依頼した事実は、刑事裁判所により証拠に基づいて認定され、有罪判決が確定しているところ、川村検察官は、取調べの当時、刑事

裁判所が有罪認定に用いたのとほぼ同等の証拠関係を把握した上で原告の取調べを行っており、当時収集されていた証拠資料によれば、取調べの当時、原告には現に訴外[]に虚偽事実の申告を依頼したことの自覚あるいは認識があったことを認定することができるという心証の下で発言していることからすると、川村検察官の一連の発言は、被疑者として信頼関係を有している弁護人に対しては、少なくとも真実を話すべきであるという至極もつともな指摘をしたにすぎないのであり、これを、弁護人との信頼関係の破壊を意図したものとしてとらえる余地はない。

イ 更にいえば、原告は、川村検察官の前記発言の後も、平日は毎日のように弁護人と接見し（本人調書5及び14ページ）、弁護人と相談し、その助言をもらうなど弁護人から援助を受ける機会を得ていたこと（前掲最高裁平成11年3月24日大法廷判決参照）、捜査段階にあってはその後も従前の方針のとおり黙秘を貫き、公判段階にあっては故意及び共謀を否認し無罪を主張したこと、弁護人らのうち、中野弁護士を除き、宮村弁護人、趙弁護人及び高野弁護人は、最高裁判所において上告棄却の決定がなされるまでの間、解任されていないとみられること（乙8号証・1枚目）などからすれば、川村検察官の発言により、現に原告と弁護人らとの間の信頼関係が破壊されたとみ得る事情もない。

(3) 小括

以上のことからすると、川村検察官の行為により、弁護人依頼権が現に侵害された事実は認められない。

第3 人格権侵害をいう点について

1 原告の主張に対して、被告が従前の主張を補充する上での前提

このほか、原告は、川村検察官の発言が、原告の弁護士としての能力を否定

し、原告の人格権を侵害するものである旨を主張するところ、人格権侵害をいう点について、被告の反論は被告準備書面(2)第3の1(8ないし49ページ)で詳述したとおりである。

加えて、被告は、今般、原告を被告人とする本件犯人隠避教唆事件の有罪判決が確定したこと(乙8号証)を踏まえ、従前の主張を補充する。具体的には、川村検察官による一連の取調べは、原告が当時、弁護士という高度の職業倫理が求められる立場にあったにもかかわらず犯人隠避教唆という罪を犯したものであり、しかも、その犯罪の内容は、原告において弁護士としての知識を悪用し、訴外[]と共謀の上、本件交通事故で死亡した被害者である訴外[]に本件交通事故の責任を転嫁するという虚偽の内容を訴外[]に申告させたというものであって、高度の職業倫理を要求される弁護士であるという以前に、人としての良心にもとるといわざるを得ないものであったことに鑑み、正にこのような悪質性の高い犯罪行為に対する捜査の一環として行われたものであったということを前提として、従前の主張を補充する。

2 被告の反論

(1) 最高裁判所は、本件犯人隠避教唆事件について、令和5年8月30日、原告の上告を棄却する決定をし(乙8号証)、同年9月16日、有罪判決が確定したことにより、原告が、訴外[]の刑事責任を免れさせるために、訴外[]と共謀の上、訴外[]に対して、警察官に虚偽の事実を申告するよう依頼するなどしたという犯人隠避教唆の罪を犯したことが裁判上、確定した。

そして、原告がこのような罪を犯してまで訴外[]の刑事責任を免れさせようとした背景には、暴力団構成員である[]なる人物との関係を重視した可能性があることが、東京高等裁判所判決において認定されているところ(乙6号証・13ページ)、川村検察官の取調べ時においても、川村検察官は同様の可能性を把握していた(平成30年10月26日の取調べにおける「だ

から依頼者、被疑者が、あるいは紹介者である ■■■ さんらが喜んでくれて良かった満足と、まあこういうことなんですかね。」(乙4号証符号12、乙7号証・11ページ参照))。

また、川村検察官が原告に対する一連の取調べを実施するまでの間に、訴外 ■■■ のほか、本件交通事故を起こした事故車両に同乗していた訴外 ■■■ も、原告が訴外 ■■■ の刑事責任を免れさせるために、死者に責任をなすりつけるような虚偽のストーリーを作ったことを供述していたところであり(乙2号証・7ないし9ページ、乙6号証・18ないし21ページ)、被告準備書面(1)第3の4(17ないし19ページ)で述べたとおり、原告が平成30年10月15日に通常逮捕されるまでに収集された各種客観的証拠や、訴外 ■■■、訴外 ■■■ らの各供述によれば、原告が、訴外 ■■■ の刑事責任を免れさせるために、訴外 ■■■ に対して、警察官に虚偽の事実を申告するよう依頼するなどしたことについての高度の嫌疑があった。

こうした事情を前提に、原告が人格権侵害であると主張する取調べの各状況を、局所的に取り上げるのではなく前後の発言と一連一体のものとしてみれば、川村検察官の発言が、単に、原告の弁護士としての能力を否定したり、人格を批判したりするものではなかったということは明らかである。

- (2) この点に関して、原告は、川村検察官が「江口氏の弁護士としての能力を否定した」発言として指摘するもののうち、例えば、「依頼者だってかわいうですよええ、見通しをきちっと立てられないし伝えることもできない。ある意味弁護士としての能力が相当程度劣っているあなたの弁護活動を、ねえ、なんだか知らないけど弁護士っていう肩書きがあるもんだから、なんだか知らないけどテレビにも出てるもんだから、あれなんとなく信用できるのかしらって関わっちゃった人たちが、おかしい弁護活動されて、権利義務についての重大な場面でひどい目に遭って。ある意味取り返しつかないことだって

あり得るわけですからね。」という発言について（乙4号証符号18、乙7号証・18ページ）、当該発言の直前に、川村検察官が、「まして被害者とかね、そういった利害関係人にとっては、ひどい弁護活動をしてたわけだし、今後もされてる、されていったわけだし。今回だってねえ、端緒は、亡くなった[]君の遺族が懲戒申し立てしたところにあるわけだしね。」（乙4号証符号18、乙7号証・18ページ）と訴外[]の遺族の心境等に関する発言をしていたことを完全に捨象し、川村検察官の発言の一部のみを切り取って主張をしている（原告準備書面(1)第3の2(21)・61、62ページ）。

しかし、前記1の前提に立ち、原告が指摘する川村検察官の当該発言を切り取ってみるのではなく、前後の発言と一連一体のものとしてみた場合、川村検察官のこれらの発言は、原告の犯人隠避教唆行為が、弁護士としての地位や能力を悪用して刑事司法作用を妨害するものであって、弁護士倫理に反し、弁護士にあるまじき犯罪行為であったこと、原告が犯人隠避教唆行為に及んだ契機は、かねてからの顧客であった暴力団構成員である[]なる人物から、訴外[]の相談に乗ってほしいと依頼されたことにあったこと（乙2号証・21、22ページ）、また、犯人隠避教唆の罪で有罪になれば弁護士法に規定する資格剥奪要件に該当し得ると考えられること、そのような罪を犯してまで暴力団関係者との関係性を重視しようとしていた姿勢からすれば、遑って、そもそも弁護士としての考え方や刑事事件に取り組む姿勢に改めるべき点があることを問題提起し、対話の糸口を掴もうとしたものであったことは明らかである。

また、川村検察官は、被告準備書面(2)第3の1(2)ウ(i)c(21ページ)で述べたとおり、平成30年10月18日の取調べの際には、「刑事弁護のやり方、特に本件、まあ当たり前ですけども、やっぱあなたは反省すべきだと思いますよ。まあね、未熟だった部分があるっていうことは15日のとき

にもおっしゃってたけども。私としてはやっぱりきちんと本当にあったことを、思い出せる限り話していただいて、ほんとのことをですよ。そして、取るべき責任は、きちんと争うことなく取ってほしい。今のあなたにできることはそれしかないと思ってます。そりゃ本気でそうと思ってます。」(乙5号証・別紙符号1、乙7号証・2ページ)と発言し、また、被告準備書面(2)第3の1(2)オ(イ)c(36及び37ページ)で述べたとおり、同月21日の取調べの際には、「翻ってね、今回の事件でもどこが大事なのか、考えるべきだと思うんですよね。そこを見極めた上でないと、正しい防御活動って多分できないと思うんですよね。」(乙5号証・別紙符号4、乙7号証・5及び6ページ)と発言し、同月26日の取調べの際には、「こういった弁護士が被疑者の事件で、しかも犯人隠避教唆っていうね、弁護士としてあるまじき事件なわけじゃないですか」(乙4号証・別紙符号14、乙7号証・15ページ)と発言し、同月28日の取調べの際には、「刑事弁護の難しさは、やっぱり倫理観だと思うんですよね。越えちゃいけない一線越えちゃだめなんすよ。それがどこにあるかっていうと積極的にやっぱ事実曲げちゃだめだっていうことだと思うんですよね。偽造した証拠を使っちゃだめだとか作っちゃだめだとかね。その辺の最低限のラインって、あの、素質もあると思うんですよ。」(乙4号証・別紙符号21、乙7号証・20ページ)などと発言している。

このような川村検察官の日々の取調べにおける発言内容からしても、川村検察官が原告に対して、弁護士としての能力に関連した発言をしたのは、事案の真相を明らかにすることを目指す検察官として、真実を尊重する職責を本来負っているはずの原告が真実発見を妨げる行為をしたことを追及するとともに、暴力団構成員である ■■■ なる人物から、訴外 ■■■ の相談に乗ってほしいと依頼されたことを端緒として、本件交通事故で死亡した訴外 ■■■ が事故の責任を押しつけるような供述調書を作成した経緯や、弁護士としての地

位や能力を悪用して弁護士倫理に反する本件犯人隠避教唆行為に及んだことなどを踏まえ、原告において、刑事事件における被害者やその遺族等の心情や感情を軽視し、これらが現実のものとして想像できていなかったののではないかということを指摘し、そうした原告の刑事弁護活動に対する態度や考え方が未熟であることの自覚を促そうとする趣旨で発せられたものである。

3 小括

以上述べてきたような前提となる事情や取調べの文脈を踏まえれば、川村検察官の発言が、単に原告の弁護士としての能力を否定したり、人格を批判したりするものではないということは明らかである。

第4 結語

以上のとおり、原告の主張はいずれも理由がないから、速やかに棄却されるべきである。

以 上